

令和5年度 第1回

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和5年4月25日（火）13時00分～15時15分

場 所：西宮市役所第二庁舎6階 B606・608会議室

出席者：【委員】直田春夫（会長）、関嘉寛（副会長）、西明直子、清水明彦、廣田瑞穂、
江草淑訓、岸岡裕昭

【事務局】市民局 局長 堂村武史、コミュニティ推進部 部長 中塚和雄、
政策局 参与 吉田巖一郎、市民協働推進課 課長 中尾篤也、同係長 武光真一、
同主査 石田真莉子、同主査 黒木千聖、政策推進課担当課長 武林秀孝

欠席者：【委員】荒木信夫

1. 開会

- ・堂村市民局長挨拶。
- ・傍聴に関する取扱いについて
→傍聴希望者なし。

2. 審議事項

議題1 西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正及び取組の改善について

○会長

- ・議題1の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

- ◆中尾市民協働推進課長より、議題1及び今後の審議の進め方について説明。

○会長

- ・本日は、第16条から第19条及び第1条から第5条について条文ごとに審議を行う。
- ・第16条についての審議を進める前に、第15条について確認しておく。市として整理した内容が資料に記載されている。前回の委員会で「条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である」との結論に至ったが、一連の委員会の中で変更も可能。補足意見等があればお伺いしたい。

○事務局

- ・補足すると、未来づくりパートナー事業の「地域力向上型」で地域活動団体に助成が行われていることについて、共益と公益の線引きが論点になっていた。市が補助するにあたっては、公益性の観点から慎重に議論すべきであるという点について、事務局としては、提案された事業に必ず補助を行うということではなく、事業の実施が決定するまでに審査会に諮ることとなっており、その活動が公益的な効果をもたらすかという部分についても審議対象となっていることから一定フィルタ

一がかかっているという考えを持っているため、その点も踏まえて議論いただければと思う。

○副会長

- ・第 15 条の協働事業提案制度で協働を成立させるための制度的な裏付けをしていた中で、市との協働が不要な助成としての地域力向上型があると、それは協働ではないという議論にもなるかと思う。頑張っている活動に補助する制度が別途あってもいいとは思いますが、この枠組みで考えたときには、協働につながるような補助という位置づけをどこかに示しておいたほうがいいのではないかと。

○会長

- ・この議論において難しいところが 2 点ある。1 つ目は多少性格が異なる補助と協働を一体化し、全てを協働として網をかけていいのかという点。2 つ目は補助・協働の場合に、公益性と共益性、つまり内輪の話と社会的な普遍的なものをどう整理するかという点。条例を改正すれば簡単に補助制度ができるわけではなく、財政的な負担も大きいので、新たに補助制度を設けるかについてはもう少し議論が必要だと思う。
- ・現状、運用として、未来づくりパートナー事業においても、単に内輪で楽しむという内容ではなく、社会的な課題に対しての働きかけが認められるかについて審査会で議論されているとのことなので、公益性と共益性の問題についてはカバーできているのではないかと。なお、その対象がある程度自治会内部の人であったとしてももちろん構わない。
- ・未来づくりパートナー事業を使いやすくするためにはまず周知が必要だが、知ってもらったうえで、地域の人がどんな問題に取り組めば協働事業として採択されるかが分かると、前向きに考えてもらいやすいと思う。協働事業を提案するという事は、公共性をかなり意識せざるを得ないので、むしろ地域の人が今まで実施してきた事業についても不特定多数のみんなの暮らしの支えになることを目指すような意識を持ってもらえるのではないかと。
- ・これらのことから、第 15 条の検証結果は前回と同様、運用の改善ということになるかと思う。

○委員

- ・市と市民の協働であれば、状況も見えやすく、進行も含めてある程度市がマネジメントできる。一方で、市民同士の協働の場合、入口論としてテーマや課題が公益に合っているかという評価まではできるが、その後の状況が見える状態ではなく、運営管理が難しい。公金を事業に注ぎ込んだとしても、内容が見える状態になれば、不正が生まれる可能性がある。市民同士の協働においては、入口論で実施すればいいということではなく、評価検証したうえで問題がなければいいということでもなく、プロセスが見えるような仕組みがほしい。

○事務局

- ・確かに、入口だけで良かれと思ってお金を渡し、単に事業を実施しただけで終わってしまうと、本当に効果があったのか、協働と言えたのかということからは不透明になってしまうので、現在、年度単位で事業実施後に報告書の提出を求め、その報告書をホームページ等で公開しており、事業内容が公益的に寄与したのか、資金面で事業の実施を支えただけなのか、市民の皆さんの目にも触れる形になっている。
- ・団体の狙いや思いの通りに活動が行われたかどうかは実施してみなければわからないところがあるので、市としてもお金を渡して事業をスタートさせたら終わりということではなく、年度を通して

終わった後の検証をしっかりと行うとともに、市民の皆さんにも見える形にし、応えていく仕組みもより一層明確にしていく必要がある。

- ・第 15 条の議論の中で、第 16 条のコミュニティ活動の推進及び第 2 条 5 項の協働の定義について先に整理をしなければ、先ほど申したように、市民同士や地域内での取組についての規定がなぜこの条例に入るのか違和感があると思う。現在の条文では、第 2 条 5 項において「市民等と市が」と規定されていることから、市と市民あるいは市と地域の協働を匂わせるような定義になっており、この部分については、後ほど第 2 条の議論の中で審議いただければと思う。第 16 条ではコミュニティ活動にも触れているが、前回、委員からもご意見いただいたとおり、市民の快適な暮らしを求めることが本来のコミュニティ活動の目的なのかという部分についてもしっかりと議論する必要がある。この部分が整理されれば、なぜ第 15 条でまず協働事業に触れ、その後地域活動を市が支えるのかというところも明確になると思う。

《第 16 条（コミュニティ活動の推進）》

○会長

- ・「市民同士の協働」については、第 2 条のところで議論したい。
- ・次に、第 16 条「コミュニティ活動の推進」について議論に進む。内容が幅広く、前回も第 1 項の「快適な暮らしの実現のため」という文言がこのままでいいのかという意見も出ていた。
- ・第 16 条関係で、前回の内容に付け加えて意見があればお聞きしたい。

○委員

- ・以前から申しているとおおり、快適な暮らしの実現とは何かということも含め、一人一人が自分らしく尊重されて生きていくということを相互に実現し合っていくことがコミュニティ活動であり、そこから本当の意味の共生社会が見えてくる。コミュニティ活動の位置付けについては違和感があり、条例文言も改めなければ今の時代に合わないと思う。
- ・協働と参画なので、市民みんなが相互に尊重し合い、その人らしい多様な存在の価値を發揮しながら暮らしていくことをコミュニティ活動として捉えて動いていく必要がある。単に矮小化された課題の解決に向けての助け合いという文脈で捉えるべきではなく、相互エンパワメントを生み出していく必要がある。反対に、行政はその基盤整理をする義務がある。「解決のために適切な支援に努める」という規定はパートナーリズムであり、そうではなく、住民はコミュニティの中で自分らしく生きていく権利があり、その権利実態を作っていくのが行政の義務であるという構造的な転換に基づいた条例文言の改正が必要ではないか。

○委員

- ・正しい市民像や市民生活、あるいは地域の姿というある種の正解のようなものがあり、それに向かってみんなで協力し合おうと言うが、その正しさは置かれた状況や年齢、性別等によって人それぞれであり、「快適な暮らし」の「快適」についても人によって様々なので、近年よく言われる多様性や個の確立とどのように折り合いをつけるのかについて議論しても面白いのではないか。

○委員

- ・「コミュニティ活動の推進」という言葉は第 16 条で唐突に出てくるが、そもそも「コミュニティ」とは何かと疑問に思ってしまった。本を読んだりしてみたが、時代によって意味が変わっていると

ということや、世代によって捉え方が異なるということが書かれており、さらに分からなくなってしまう。

- ・コミュニティという言葉の意味はこれからもきっと変わっていくと思うので、条例に突然コミュニティという単語が出てきたときに、市民はどのように解釈するだろうかと思った。委員がおっしゃるように、ただそこで生きているだけでもコミュニティ活動に参加しているという風に私は考えており、具体的に条文にどのように記載するのが適切なかが分からなくなっている状態。

○委員

- ・色々な考え方はあると思うが、西宮コミュニティ協会では、概ね小学校区を中心とした地域の活動をコミュニティ活動としており、その中には自治会や各種団体の色々な活動が集まっている。コミュニティ単位で、行政と一緒に住んでいるまちを良くしようと、様々な団体と連携しながら福祉や子育てなど色々なテーマの活動を行っている。
- ・西宮コミュニティ協会では、「つながる地域をめざして」をスローガンに、色々な団体とつながりながら、「宮っ子」を通した PR や地域の皆さんから聞いた課題をテーマとした講演会や地域懇談会を開催する等の活動をしている。

○副会長

- ・社会学では、この「コミュニティ」という言葉について 100 年以上前からずっと議論されている。最近、色々な地域の人たちと話す中で、本の中での議論と実態の議論から色んなところへ少しずつオーバーラップしてきた感じがしている。
- ・コミュニティについて考えるときに、一つは制度や空間的に仕切られた形のコミュニティと、もう一つは委員がおっしゃるような、色々な共同性や人のつながりの中で自分らしく過ごしていくための基盤としてのコミュニティが実は両方あるが、見る方向によって捉え方が異なるので悩むことになる。最近のキーワードで言うと、コミュニケーションや顔の見える関係づくりをコミュニティの基盤にしており、空間的にはかなり遠くでもつながっているものもコミュニティと呼ぶだろうし、反対に、真隣にいても全くコミュニケーションなどつながりがない場合はコミュニティがないというような言い方をするので、その部分で言葉が非常に色んな意味で使われてしまい、受け手によってイメージされるものが違う。ただ、共有されているイメージとして、顔の見える関係づくりやお互いに思い合えるコミュニケーションというところがあるので、コミュニティ活動として出すときに、定義や表現をどこかで補足すべきか考えていた。
- ・「快適な暮らし」という言葉を使うと、自己利益的で利害を主張するような、昨今の風潮に近い表現になってしまう。似たようなものになるが、例えば、「つながりの中で、豊かな暮らしを実現していく」「人とのつながり」「人との支え合い」「西宮の中でのコミュニティの豊かさや幸せ」など、自己実現のキーワードが入っていると分かりやすいので、少し表現を変えてみた方が、西宮の中での暮らしの良さや実現したいものが表現できるのではないかな。

○委員

- ・副会長がおっしゃるように、文言を変えてしまうとその定義に引っ張られることがあるので、なるべく抽象的にするほうが良いという部分もあるが、抽象的にすることによって、イメージが湧かないこともある。また、委員がおっしゃるように、コミュニティと言われても世代間で感覚が違うと思う。

- ・「快適な暮らし」についても、見方によって意味が変わるので、西宮市の制度ということを入れたうえで、文言や仕組みに縛られないような範囲で少し定義づけをし、文言を変えていくといいのではないか。

○会長

- ・第 16 条に関して委員の皆さんから深い意見をいただき、全くその通りだと思う。条文を少し変えた方がいいという話だが、今回の諮問に対しては残り 1 回の委員会で答申する必要があるため、条文をこのように変えるといいという提案まではできない。条文の文言については次期の委員会でじっくりと時間をかけて検討する必要があると思う。ただ、盛り込んでほしい内容や趣旨は伝えることができるし、これまでに出了た皆さんの意見がそれにあたる。

○事務局

- ・提言案としてまとめるにあたっては、この西宮市参画と協働の推進に関する条例が原点に戻ると何を目的としているかを大事にしたい。この後、第 1 条の目的の条項の検証の際に明確になると思うが、本来この条例はコミュニティ活動を何とかしようというものではなく、一番大事なのは、この第 1 条にある「よりよい本市の姿をともに考え」という部分だと思う。「よりよい本市の姿」というのは非常に抽象的だが、「ともに考え」と記載されていることから、これからも市民と市が一体となって考えていくことという考え方があると思う。そこから考えると、この後につながる条文は全てここへかかってくる。
- ・第 16 条のコミュニティ活動の推進について、「コミュニティ活動」だけを捉えると色々な考え方が出てくるが、この第 1 条の目的に向けてどのように条文として定義づけするのかという点が大事であり、その点についても皆さんの意見を踏まえてまとめたいと考えている。

○会長

- ・きちんと整理していただき、見えやすくなった。

○委員

- ・原点に戻るという意味で言えば、そもそも第 16 条はここに規定する必要があるのか。市と市民との協働を超えて市民同士の協働にまで言及するのであれば、別立ての条例や「共生のまちづくり宣言」のようなもので規定しなければ無理がある。中庸のところでの置き方が必要。

○事務局

- ・確かに、参画と協働の中で、コミュニティ活動をどのように位置付けるかは大事な議論のポイントだと思う。そもそも地域活動や市民活動は個の集まりである。何十万人もの市民の暮らしを支え、よりよい市をつくる上で、市対何十万人という相手では、一人一人の要望や願い、課題を全て集約できない中で、個人では解決できない課題に対してコミュニティというものが間に入るのではないのか。そのような意味から、ここにコミュニティ活動が規定されたのではないかと推察されるが、これについては議論の余地があると思う。

○委員

- ・それなら、コミュニティ活動の推進ではなく、コミュニティ活動の尊重ではないか。

○事務局

- ・確かに、推進というと踏み込み過ぎているような印象がある。

○会長

- ・西宮市の全体の法体系の中で何をどう位置づけるかという問題は確かにある。その意味では、私も前から申しているとおり、自治基本条例というベースがなければ、各論の中に全て盛り込みすぎているという部分もある。ただ、それだから駄目だという話ではなく、過渡期としては仕方がない。
- ・委員がおっしゃるように、「一人一人が尊重される共生社会のあり方」にまでこの条例で言及しているのかが私もすごく気になった。趣旨は分かるが、やはり自治基本条例の中にきちんと入れて議論すべき話ではないか。何もかもこの参画協働条例の中に入ってしまうと、参画協働に対して動きが取れなくなってしまうのではないかと思うので、やんわりと参画協働に絞らなければいけない。
- ・第 16 条第 1 項の「快適な暮らしの実現のために」という文言に対しては、皆さんが同様になんとも違和感を持っている。一人一人が尊重される共生の市民社会をつくっていくという方向の目標は持ちつつも、この条例の中ではやんわりとした表現にしていくべきだと思われる。また、「コミュニティ活動」という文言がここで初めて出てくるが、定義が前になく、突然出てきた言葉の定義が確定しがたいということは、法律条文としては構成上難しいところがある。条例制定時の提言書を参考にし、「コミュニティ活動」についての記載を第 2 条に入れておく、あるいはコミュニティという文言を入れておくということも考えられる。ただ、定義の項目には全体を通して出てくるものを記載するのが一般的であり、一部しか出てこないものを第 2 条で定義してしまうと定義だらけになってしまう、構成としてはいかなものかということもあるので、そのあたりが非常に難しい。コミュニティのサイズは近隣のごくご近所様から小学校区単位くらいまで様々な段階があるが、それぞれのサイズの中で行われている適切な相互の助け合いという程度の定義しかできないと思うが、そのような活動自体がコミュニティである。そのように考えると、条文にはコミュニティ活動とだけ記載し、逐条解説で説明すれば、意図が伝わるし、すっきりすると思う。

○事務局

- ・条文だけでは読み取りづらい狙いや目的を誰が見ても分かりやすいように記載した条例のパンフレットを作成している。今後、条例改正を行う場合は、パンフレットでも条例の理念や目指すところを分かりやすく解説し、市民にしっかりと伝えていくことが大事だと思う。

○会長

- ・パンフレットに「コミュニティ」についても書き加えると、さらに分かりやすく、定義も明確になると思う。
- ・逐条解説は文字ばかりで読みやすいものではないため、一般市民にとってはパンフレットがとても役に立つ。
- ・快適な暮らしの実現のためには、「一人一人の生き方を最大限発揮できるような形で、相互に敬意を持って尊重し合えるような共生の社会を作っていく」というような趣旨を圧縮して盛り込んだ文章にしてほしいということが、当委員会からの提案になる。

○副会長

- ・第 4 条及び第 5 条に市民等の役割と市の機関の役割が記載されているが「コミュニティ活動の推進」

は両方と重なる内容だと感じた。参画と協働の中でコミュニティ活動をどのように位置づけるかというこの第4条と第5条の読み直しが第16条の内容だと思う。解説の中でもいいが、コミュニティ活動が参画と協働においてどのような位置付けにあるかの説明があったほうが、条文として明確になると思う。

○会長

- ・第4条及び第5条は全体にかかる話であり、その中の地域課題に関することが第16条に書かれている。

○事務局

- ・第16条は市に対して述べられている内容だと思われる。その意図がしっかりと伝わるような文言の見直しが必要であれば、議論していくべきかと思う。

○会長

- ・そのような趣旨の提案になるかと思う。
- ・残りの部分も相互に絡んでいるため先に進めたうえで振り返りたい。
- ・第16条の検証結果としては、『制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。』に該当する。その内容としては、先ほどから何度も述べていることを趣旨として生かした条文にしてほしい。

《第17条（市長が講ずべき措置）》

○会長

- ・参画と協働の取組状況について公表した後、いかに改善していくかについては、市民の行為でもあるし、行政の行為でもある。市民と行政のどちらにも、公表した結果、評価が問われているということになる。
- ・取組予定や取組状況の取りまとめについて、市と市民の協働であれば公開できるが、市民同士の協働の場合は把握できないため、市長が公表の措置を講じる必要があるかは疑問である。第2条で市民同士の協働も含めると、公表まではできないということになるため、検証結果としては、「条文改正が必要となる可能性がある」ということになる。基本的には、市長は行政が絡んでいる取組に関しては公表すべきだが、民々の取組は当事者がそれぞれ公表することが望ましいということで、義務化はできないが文言を加えるべきと考える。

《第18条（検証）》

○会長

- ・第18条については、当委員会で検証を行っていることから、特段問題はないと思われる。現在行っている条例の検証もこの取組の一つである。
- ・検証結果としては、『条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適切であり）、条文改正の必要はない』に該当する。

《第19条（委任）》

○会長

- ・ 条例にはこのような規定が付いているものであり、細かいところまで書けない場合は当然このような形になるため、特に問題はない。
- ・ 検証結果としては、『条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適切であり）、条文改正の必要はない』に該当する。

《第1条（目的）》

○会長

- ・ 先ほど事務局から説明があったとおり、「よりよい本市の姿」は「共に考え」る中で出てくることなので、条文の中に書かれていないのは当然である。
- ・ 検証結果としては、『条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適切であり）、条文改正の必要はない』に該当する。

《第2条（定義）》

○会長

- ・ 第2条についてはこれまで色々と問題があり、各号に追加・修正する必要があるかが論点となる。
- ・ 第1号の市民については「市内に住所を有する者」と定義されており、第2号の市民等については、市民に加えて、就労者、就学者、市内で活動している団体や事業所まで含めたものとして定義されている。仮に自治基本条例ができた場合は、自治基本条例で市民の定義がなされるため、参画協働条例が合わせていくことになると思われる。
- ・ 「市内に住所を有する者」という文言は地方自治法の住民の定義であり、国籍は関係なく外国人も住民に含まれる。
- ・ 第3号について、市の機関の定義に議会が入っていない。議会との協働はもちろんありえるものであり、例えば議会が地域別説明会をする際に、地元の自治会やまちづくり協議会等と一緒に開催するなど、いくらでも考えられる。この条例においては、議会は対象外ということになるが、それでいいのかという気はする。広く言えば市民等に入るのかもしれない。
- ・ 第4号について、いわゆるPDCAサイクルが参画にあたる。

○委員

- ・ 学校や民間企業は市民等に入るのか。

○会長

- ・ 事業者であることから、商店会や消防団なども含めて市民等にあたる。市民等の範囲は非常に広く、そこに含まれる団体との協働はたくさんあると思われる。
- ・ 第5号の協働について、「まちづくりを推進するために、市民等と市が」と明記されており、市民同士の協働がどうなのかという議論がある。ある意味、民々の協働は自由なので、それを条例の中に取り込む必要があるのかという疑問がある一方で、その取組を行政が支援する場合は、やはり条例に記載しておく必要があると思う。また、先ほど申したとおり、理念的な願いとして、自分たちの活動の情報を市民に対して公開することが望ましい旨を記載しておくことが考えられる。

○事務局

- ・近年、地域課題が大きくなっている中で、よりよい本市の姿を考えるにあたり、市がどこまでのことができるのということもあり、地域にある団体同士が協働するからこそ、よりよい地域づくりにつながるという視点が重要になってくる。その協働を支えるための市の役割は今後必ず出てくるため、市としてはしっかりと心構えを持って市政を進めていく必要があり、これから地域社会の課題を解決するうえで、条例に地域同士や市民同士の協働という理念を入れせざるをえないような状況にあると考えている。

○会長

- ・市民同士の協働について記載する意義として、市が大事なことだと認識していると宣言することになる。市がそのような認識を持っていることは大事であり、それを明確にしておくのが重要だという意味で載せる意味はある。文言としては「市民等と市、及び市民同士」という形で文言を付け加えれば済むが、民々の協働を考える場合、それを支援する条文がどこかにあった方がいい。

○事務局

- ・地域活動を支える人たちの大きな悩みの種の一つは、市民の中に無関心な人が多いことだと思う。この条例は、市が進めるべき内容もある一方で、市の方向性や理念を市民の皆さんに認識してもらう役割もあると思う。条例を通じて、地域活動はよりよい地域やよりよい市を作り上げるものだというのを地域や市民に伝えていくことも重要だと思う。

○会長

- ・地域活動は大事だという言葉はこの条例ではなく自治基本条例等にきちんと書き込んだうえで、政策を実行していくことが本来重要である。その一部が参画協働条例に出てきてももちろん問題はない。

○委員

- ・第 17 条で市長が講ずる措置が規定されていることによって、その前の条文をきちんと書かなければいけないということが分かった。市民同士の取組まで市長が把握するという話になると、相当ハードルが高いと思う。
- ・今、地域活動をしている人たちは本当に素晴らしく、もっと広がれば良いと思う。条例は、実を取るための文言がきつ過ぎるような気がしている。この条例の対象となる人は、国籍も関係なく、「西宮市を良くする人の集まり」というようなものになれば、少し柔らかくなるのではないかと。条例を変えるという話ではないが、広まる方向性ではないと感じている。本当にいい内容をされているので、よりオープンに伝わるように考えていく必要があると思う。

○事務局

- ・この条例は意識を上げていこうという趣旨のものであり、意識のない人に対して義務的に位置付けてしまうと現実的にはならないところがある。市として、条例を通じて、よりよいまちづくりに向けて自治会や地域の活動は度外視できないという示しが必要であり、そうしなければ、現在活動している人たちがこの先続かなくなってしまう。そのような部分について、条文になるのか、逐条解説になるのか、あるいはパンフレットになるのかは分からないが、しっかりと誤解をされないよう

に表記していかなければならないと思う。

○副会長

- ・例えば第5条の市の機関の役割や第14条の協働の推進の条文における「協働」は、市民等と市との協働と読めてしまうので、協働の中に市民同士の協働を含める場合は、読み込み方を変えるような解釈を付ける方法も考えられる。また、民間と民間の協働の環境づくりやそれを下支えするというようなところまで協働の意味合いを広げると、整合性をとるのが難しくなるため、大きく変えていく必要がある。第15条において恒常的な側面から地域力向上のサポートをし、それを何とかコミュニティ活動の促進につなげていこうという動きを見せる必要があるならば、条文全体を綺麗にしようとするとはすごく手間がかかると思うが、どこかに入れ込んでいく必要があるのではないか。

○会長

- ・影響の出てくる部分があちこちにありそうだが、それらをここで指摘しなければいけないか。

○事務局

- ・これまでの議論の中で、条例改正の必要なしという判断をいただいた条文についても、今後、第16条や第2条の改正が必要となった場合は、全ての条項で整合性がとれるかの見直しが必要になるため、全体の中で齟齬があれば、その部分も改正のポイントになる。

○会長

- ・全てをがんじがらめの数学的な体系にする必要はなく、実際、運用していく上では、少しゆるい方が動きやすいこともあるので、融通をきかせる部分があってもいいと思う。全体の整合性については、法制の専門家の目でチェックしてもらいたい。

○委員

- ・以前の委員会で、会長が、「西宮スタイル」を作ることや、わくわく感が大事だという発言をされたと記憶している。例えば憲法の前文のように、この条例の第1条の前に、西宮の参画と協働は、市民や市の義務ではなく、参画と協働によって暮らしが楽しくなるという宣言のようなものがあり、そのための具体的な中身がこれだというようなものがあるのもいいのではないか。

○事務局

- ・条例を改正する場合、市として市民の皆さんに公表していくことになるが、それを市民がどう受け止めるかが大事。市をあげて、市民の皆さんや地域の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくという内容に変えたということが伝わってこそ初めて条例改正が生きてくると思うので、いただいたご意見を参考に、どのような形で見える化するかについては次期の委員や市の方で検討していきたい。

○会長

- ・前文で趣旨を柔らかく記載する手法はある。高知県のある条例は前文だけ高知弁で書いているものもあり、らしさがすごく出ていて面白い。「西宮スタイル」のようなものを前文に入れてもいいし、例えば、それを作る住民参加のワークショップを実施し、みんなで意見を出し合っ、骨格だけを

作っていくことも考えられる。ワークショップが楽しいものであれば、条文にも関心を持ってもらうことができ、みんなの目が参画と協働に向くことも期待できる。

○委員

- ・参画と協働を否定する人はいないと思うが、魅力を感じていない人や緊急度が低い人も多い。参画と協働に目を向けてもらえるよう、参画や協働することの面白さやこんな体験ができるというような、生活に密着した言葉がほしい。

○委員

- ・第 15 条の未来づくりパートナー事業がそれにあたるのではないか。団体が活動する中で少し足りない部分について市と協働し、地域や市民に対して有益な取組を、団体が主体となって実施している。先ほどから議論されている市と市民等や市民同士という話よりも、参画と協働の枠の中での団体と個と個のつながりというものが魅力であり、ワクワク感であり、西宮スタイルだと思う。西宮の特性やポテンシャルは、地域の人がよく知っているのも、それらを生かすという意味で、未来づくりパートナー事業はとてもいい制度だと思う。

○会長

- ・少し協働から話が広がったが、第 2 条については、市民同士の協働を並行に取り入れ、それに関連する条文は適宜訂正していただきたい。また、「コミュニティ」という言葉を定義するかについて、これは第 16 条にしか出てこないため、解説へ入れることで整理した方がいい。

《第 3 条（基本原則）》

○会長

- ・基本原則は条例の中で一番大事な部分である。

○委員

- ・情報の共有について、解説の中でも構わないが、合理的な配慮の徹底に関する記載が必要だと思う。

○会長

- ・情報の共有などの大原則は、自治基本条例できちんと全体にかかるようにしなければ、この条例だけで言及しても仕方がない。
- ・基本原則なので、具体的な運用がどうということはない。また、原則は基本的に押さえられていることから、検証結果としては、『条文の内容は適切であり)、条文改正の必要はない』に該当する。

《第 4 条（市民等の役割）》 《第 5 条（市の機関の役割）》

○会長

- ・これは参画と協働にあたっての役割であり、それぞれのまちづくり活動にまでは網をかけていないということをご理解いただきたい。また、基本原則についても、参画と協働に関する基本の原則である。

○副会長

- ・第4条だけを見ると、「市全体の利益」がそもそもあり、それを考えなくてはいけないというように読んでしまいかねないが、第1条によって、市民等と市のみんなが考えたよりよい姿を基本に行動しましょうという話になると思う。その文言を使うとすれば、例えば、「市民等と市が考えたよりよい姿を考慮し」というような意味であることを記載した方がいいのではないか。協働をもとに考えた共通の利益を考えましょうというメッセージにはなると思う。

○会長

- ・そうすると、検証結果の判定はどうか。

○副会長

- ・今回の見直しの中で一度考えてもらいたい。市全体の利益と言うと、自分たちを規定する大きな利益が最初にあり、その範囲の中でという風に読まれかねない可能性はあると思う。

○会長

- ・確かに市全体の利益という表現は、上から全体的な利益を示されて押し付けられているような感じがし、現代ではあまり流行らないので、公共の利益のような文言に変えるのが望ましい。私的利益をむやみに主張しないという趣旨かもしれない。それで一部の人を抑圧するようなことになってはいけないので考え方が難しい。

○事務局

- ・条例改正にあたって議論した結果、他の表現の方がふさわしいという意見もあるかもしれないが、見直しに向けては一度検討したいと思う。

○委員

- ・公益と同時に個人の権利も存在すると思うが、別の項目で規定されているのか。

○会長

- ・個人の権利についてはこの条例の対象外となるため記載されていない。

○委員

- ・日常生活においては、全体最適もあるが部分最適もあり、相反するところである。参画と協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの発言や行動に責任を持つ必要があるということだが、個人の権利や主張はどこですくい取られるのか。この条例の範囲外と言われればそれまでだが、そのような議論はいかがか。

○会長

- ・個人の権利を守ることが大前提ではあるが、個人の権利自体もお互いの権利を侵害しない範囲の中でということになっている。

○事務局

- ・それについては憲法でうたわれており、当然その前提の上で市の条例があることから、その部分を侵すようなことは決して意図として入っていないという前提でお考えいただきたい。

○会長

- ・大阪市内では、小学校の統廃合が進んでいるが、その廃校を地域活性化の拠点にしていくような動きがある。行政もそこへ参画しており、まさに協働そのものである。部分最適・全体最適と対立するのではなく、うまく利用してよりよい状態をつくり出す知恵が出てきたことが、協働の一番のメリットだと思う。
- ・第4条の検証結果としては、『制度面や運用面での見直しが必要であり、条例改正についても検討が必要である』に該当する。
- ・第5条の冒頭の文言の流れに違和感があるが、趣旨としては問題ない。色々な要素が入っているので、流れが難しい。

○委員

- ・確かに、「多様な意見及び情報を考慮して」というのは、何を考慮するのか。

○会長

- ・「考慮して市政を運営するために」という文言は変であり、本来、「市政を運営するために」意見や情報があるという話になるが、ここで言及することなのか気になっている。

○事務局

- ・「市の機関の役割」というタイトルから、限定的に捉えているものと思われる。

○委員

- ・もしかしたら、この条項は市役所の皆さんにとって必要なのではないか。きちんとした規定がなければ業務としてできない、人やお金を出せない、たくさん仕事がある中で優先順位をつけなければいけないというときに、「市政」という言葉が入っているから大事だという話になる可能性を考えると、市として問題がなければ、運用面でフォローすればよく、この条文はあっていいと思う。その裏取りをきちんとするために、市長も承認しており、優先順位が高いという話にするためにこの条項が入っているのであれば納得できる。

○会長

- ・第5条は「市政を運営するために」ということが目的になっている。

○事務局

- ・運用面については、ご意見いただいたとおり、まだまだ改善の余地があるため、市として情報提供をしっかりと行っていくことは絶対に欠かせないと思う。

○会長

- ・市政を運営するためには参画と協働の機会の確保が必要と記載されているので、それはそれできち

んとしていただけるといい。

- ・第5条の検証結果としては、『条例改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である』に該当する。

○事務局

- ・今回の条例改正等に向けた流れに関しては、条例を上手に運用していただくだけではなく、現在条例に基づいて運用されている未来づくりパートナー事業等の制度が今の内容のままで問題ないのかというようなところも考えた上で、より一層この条例をうまく活用し、市民の皆様と一緒にまちづくりに取り組んでいきたいという思いがあり、それにつながるような条例改正を目指したいと考えている。また、「市民同士の協働」についても、市として補助金を出すという立ち位置はあるが、それも踏まえ、本当の意味で、同じ目線で様々な課題に向き合いたいという思いがあるので、そのようなところをうまく汲めるようにしたい。条例に「市民同士の協働」を一つ盛り込むだけで、条文をかなり変えなければいけないことも明確にわかったので、改めて精査し、ご提示差し上げたい。

○会長

- ・この条例が市民のものとなり、参画と協働が進むことが一番大事である。参画協働をいかに進めるかを狙いとして、条例をそれにふさわしい内容に修正することはやぶさかではないとのことなので、ぜひそのような形の提言になればと思う。

3. 報告事項

特になし

4. 事務連絡

○事務局

- ・次回の委員会において提言書（案）について審議いただいたうえで、最終的に取りまとめた提言書を、7月中に会長・副会長から市長へ提出いただく予定。

5. 閉会

以 上